

入札参加資格者名簿に登録されている  
事業者の皆様へ

長久手市総務部行政課長

### 競争入札における紙入札の廃止について（通知）

日頃から当市の契約業務に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで当市は、契約業務の透明性・公平性の確保、利便性の向上、業務の効率化の観点から、一定の設計金額以上の案件において電子入札を導入し、積極的な活用を推奨して参りました。

この度、令和3年度以降の入札案件から紙入札を廃止し、原則電子入札のみでの対応といたします。

指名を受けて競争入札に参加するためにはICカード登録等の事前準備が必要となりますので、事業者の皆様におかれましては、準備を進めて頂きますようお願いいたします。なお、随意契約のための見積徴収については、従来のまま変更はありません。

電子入札の導入手順等については、下記URLをご参照ください。

#### 記

1 導入手順URL

あいち電子調達共同システム（物品等）

<https://www.buppin.e-aichi.jp/public/contents/manual/ebid/3-2-1.pdf>

2 電子入札で実施する入札案件

物品の購入・賃貸借・役務の提供に係る全ての競争入札（随意契約を除く）  
添付資料のとおり

<問合せ窓口>

〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

長久手市役所総務部行政課契約検査係 川本・加藤

電話 0561-56-0605（ダイヤルイン）

種別契約事務手続 一覧(物品等)

資料

設計金額(単位:万円)		30	40	50	80	100	200
物品	契約形態	随意契約			指名競争入札		
	入札方法	見積徴収			紙入札		電子入札
賃貸借	契約形態	随意契約	指名競争入札				
	入札方法	見積徴収	紙入札			電子入札	
役務の提供	契約形態	随意契約		指名競争入札			
	入札方法	見積徴収		紙入札		電子入札	



令和3年度発注分から

設計金額(単位:万円)		30	40	50	80	100	200
物品	契約形態	随意契約			指名競争入札		
	入札方法	見積徴収			電子入札		
賃貸借	契約形態	随意契約	指名競争入札				
	入札方法	見積徴収	電子入札				
役務の提供	契約形態	随意契約		指名競争入札			
	入札方法	見積徴収		電子入札			